文化財所有者のための防災対策マニュアル

(簡略版)

[防火・防犯対策編]

平成25年3月京都府・京都市

防火·防犯対策編

文化財は、先人が永年にわたり守り伝えてきたかけがえのない国民全体の財産です。しかしながら、仏像など美術工芸品等の盗難、建造物などへの放火や落書き、 損壊など、文化財に対する犯罪行為が近年数多く発生しています。

文化財は、一度滅失き損すれば回復不可能なものであり、貴重な文化財を将来に 継承していくためにも、文化財に対する犯罪に十分な対策を取っておく必要があり ます。

第1章 事前の備え

第1節 文化財に関する防火・防犯知識等

1 防火・防犯知識等の習得

文化財所有者等は、国・京都府・市町村や文化財関係団体等が主催する研修会、警察等が実施する防犯講習会等に積極的に参加し、文化財に関する防火・防犯知識の習得に努めてください。

《研修会等の例》

▶ 重要文化財建造物管理実務檢討会

(主催:文化庁、公益社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟)

▶ 京都府文化財所有者等連絡協議会研修会

(主催:京都府文化財所有者等連絡協議会)

▶ 京都府文化財保護推進会議(主催:京都府教育委員会)

2 台帳の作成

文化財所有者等は、万一、盗難や火災の被害にあった場合に備え、当該文化財が特定できるよう、文化財の写真、特徴・寸法などの最新の記録をとるなどして台帳を作成するよう努めてください。

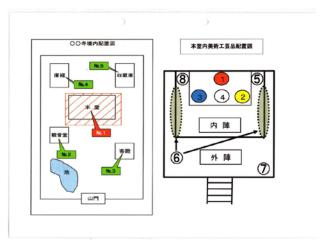
《台帳の例》

文化財セーフティーカード

京都市消防局では、文化財を所有している社寺等において火災が発生した際に、消火活動に当たる消防隊が、仏像等の美術工芸品等の保管場所、構造、搬出に必要な要員数及び搬出方法を素早く把握し、安全な場所に搬出するために、社寺等と協力して文化財セーフティーカードの整備を進めています。

美術工芸品等が存する棟ごとに、美術工芸品等の名称、文化財区分、構造、 搬出人員等を一覧表にしたカードを作成し、文化財所有者、消防署、消防隊 が保持しています。これにより、万一の災害時には文化財の情報を瞬時に把 握することが可能です。





文化財セーフティカード 表面(左)、裏面(上)

※「文化財セーフティカード」とは

社寺等の敷地内における美術工芸品が所存する棟ごとの美術工芸品の名称, 構造, 搬出人員等を一覧表にしたカード (A4判)

3 リスクの把握

文化財所有者等は、国・京都府・市町村・消防署・警察署や府文化財保護 指導委員の指導・助言を受けて、自らの施設等についてリスクの把握に努め てください。

4 関係機関等との連携

文化財所有者等は、防火・防犯対策等について、府文化財保護指導委員、 所轄消防署・警察署などの関係機関や自主防災組織、自主防犯組織、文化財 市民レスキュー等の地域住民と協議するなど、平常時から連携を図りましょ う。

あなたの協力が 文化財をまもる

つくろう 文化財市民レスキュー体制

木造の構造物に代表される日本の文化財は、仏像や複絵などの美術工芸品を含めて、 その多くのものが火災により簡単に価値を失ってしまいます。 世界に誇る京都の文化財を火災からまもり、後世に継承していくには、 消防隊が到着するまでの市民のみなさんの初期消火活動などかたいへん重要です。 そのために、文化財市民レスキュー体制が必要なのです。



京都市消防局

文化財防災マイスター

日ごろから文化財を所有している社寺等を訪れる機会の多い観光ボランティアガイド、観光タクシーの運転手及びバスガイドに対して、防火講習及び救急講習を実施することにより、消防隊又は救急隊が到着するまでの間、初期消火や応急措置ができる「文化財防災マイスター」を養成。(京都市消防局)



救命講習

放水訓練



(写真提供:京都市消防局)

《文化庁の取り組み》



文化財の防火、防犯、防災対策について

http://www.bunka.go.jp/bunkazai/bouka_bouhan/index.html

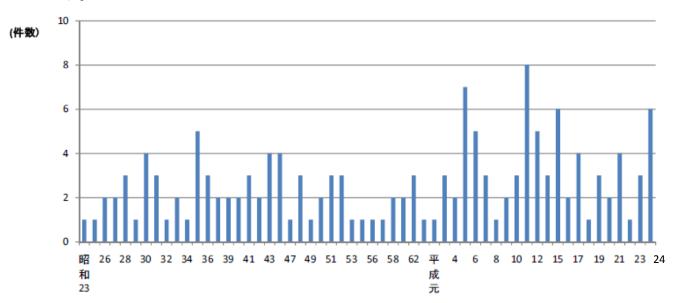
美術工芸品の防火・防犯対策チェックリスト

http://www.bunka.go.jp/bunkazai/bouhan/pdf/bijutsu
kougei_checklist.pdf

文化財等の火災について

(1) 火災発生件数

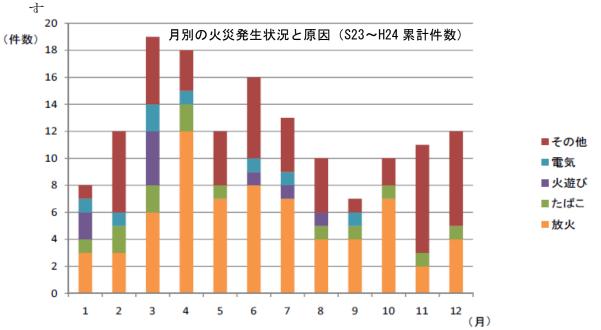
京都市消防局管内の昭和23年から平成24年までの文化財を所有している社 寺等における火災は148件発生しており、年間の平均出火件数は約2件で す。



(2) 原因別・月別の火災件数

148件の火災のうち、半数近い67件(45.3%)が「放火」によるものとなっています。次に「たばこ」が13件(8.8%)、「火遊び」が9件(6.1%)、電気が8件(5.4%)と続いています。

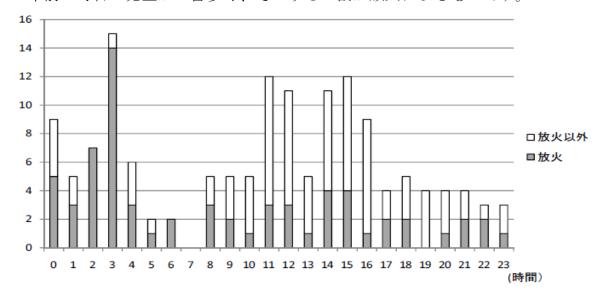
また、3月に最も多く発生しており、次いで4月、6月に多く発生していま



(3) 時間帯別発生状況

午前3時台の発生が一番多く、そのうち9割が放火によるものです。





【テロ・ゲリラ火災】

平成5年以降、京都府内の社寺を対象とした「テロ、ゲリラ」が4件発生しています。これらは、いずれも社寺の敷地内に侵入して、建造物の床下部分、扁額裏側、倉庫など、人目につかない場所に時限式発火物を仕掛けて、発火、炎上させています。なお、時限式発火物は、床下や扁額裏側の隙間に入る程度の大きさです。

《不審物発見時の措置》

- 「さわるな」「ふむな」「けとばすな」
- ▶ 迅速な110番通報

第2節 平常時からの防火・防犯対策の実施

文化財所有者等は、京都府、市町村、所轄消防署・警察署の指導・助言を受けて、文化財に関して以下の防火・防犯対策を実施するよう努めてください。

1 建造物の防火・防犯対策

(1) 自動火災報知設備、消火設備、炎センサー等の総合的な防災設備を整備する。

なお、これらの設備の日常点検や操作手順の確認も定期的に実施する。

【防災設備の例】



炎センサー



自動火災報知設備



避雷設備



消火栓



ドレンチャー (屋根)



放水銃

(2) 防犯カメラ、防犯センサー、防犯灯などの防犯設備を整備する。 なお、これらの設備が正常に作動するか、定期的に点検・確認する。

【防犯設備の例】



防犯カメラと防犯灯



防犯センサー

《防犯カメラ導入時のポイント》

- ▶ 防犯カメラは録画機能を有し、映像モニターで監視
- ▶ 防犯カメラにセンサーライトや警報器を併用して設置
- ▶ 設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置していることを表示

また、導入する際には、対象物だけでなく、駐車場や通路なども撮影されるよう設置場所や方向を検討し、警察署等の助言を受けてください。

- (3) 参観者等の安全に配慮した公開方法を検討するとともに、避難に関する計画(避難経路、避難場所、避難誘導の手順)を策定し、必要事項を参観者等に明示する。
- (4) 文化財建造物の収容人員が50人未満であっても、防火管理者を選任し、 消防計画の作成等の防火管理業務を行う。(京都市では、京都市火災予防条 例で義務となっている。)
- (5) 文化財建造物又は文化財が所在する建造物の内部やその周囲等において「喫煙又はたき火等の裸火の使用」を制限し、平常時から出火防止を図る。 さらに、普段から建造物の床下や覆屋内部等に木材などの可燃物を収納しないようにつとめ、放火等につながる可能性を極力取り除く。



- (6) 文化財建造物で使用されている美術工芸品等以外の可燃性の幕・カーテン 等に防炎処理を施し、火災の拡大防止を図る。(例:神社の鈴の紐、日常は 使用しない式典等で使用する幕等)
- (7) 文化財建造物のある境内等の定期的な巡回点検、夜間の閉門、火気使用設備・器具の点検など、平常時から出火及び放火火災防止対策、防犯対策を実施する。

なお、巡回の際には、できるだけ腕章やジャンパー等を着用するとともに、 参観者等への積極的な声かけを行う。

また、必要に応じて警備会社による警備の導入なども検討する。

- (8) 警察署や防犯ボランティアとも協議し、巡回経路に組み入れてもらうようにする。
- (9) 府文化財保護指導員による巡視の際、防火・防犯対策について積極的に指導を受けるようにする。
- (10) 境内等の整理整頓に努める。
- (11) 緊急時の連絡体制を整備し、関係者に周知を図る。

2 美術工芸品(有形民俗文化財を含む。以下同じ。)等の防火・防犯対策

- (1) 収蔵庫等の保存施設(文化財を守る専用施設)を整備・検討する。
- (2) 建造物の防火・防犯対策に準じ、保管・展示施設の防災設備(自動火災報知設備、消火設備、炎センサー等)、防犯設備(防犯カメラ、防犯センサー、防犯灯等)を整備する。
- (3) 緊急時に美術工芸品等の文化財を安全な場所に移動できるよう、移動先及 び移動に必要な人員、手順を予め定めておく。特に点数の多いものは全体を まとめて移動できるよう計画しておく。
- (4)美術工芸品等が所在する場所又はその周囲においてはみだりに火気を使用しない。



火気制限制札 (屋内) (写真提供:京都市消防局)

- (5) 施錠方法を確認し、ピッキングに強いシリンダー錠や電子錠など防犯性の 高い錠への変更や補助錠の設置などを検討する。
- (6) 出入口、窓等に侵入防止措置(鉄製格子の設置、強化ガラスへの変更、飛 散防止フィルムの貼付など)を講じる。
- (7) 定期的に巡回を行う。なお、巡回の際には、できるだけ腕章やジャンパー等を着用するとともに、参観者等への積極的な声かけを行う。 必要に応じて警備会社による警備の導入なども検討する。
- (8) 保管・展示施設内の整理整頓に努める。
- (9)無住の社寺や常時居住する場所と美術工芸品等が保存されている場所が離れている場合は、常時または定期的に巡回し、出入口・窓等の異常の有無を 点検するとともに、美術工芸品等を確認する。

また、警察署や防犯ボランティアとも協議し、巡回経路に組み入れてもら うようにする。

- (10) 府文化財保護指導員による巡視の際、防火・防犯対策について積極的に指導を受けるようにする。
- (11) 緊急時の連絡体制を整備し、関係者に周知を図る。
- (12) 防災・防犯設備の整った博物館等への寄託を検討する。



3 美術工芸品等の公開時の防火・防犯対策

- (1)参観者等の安全に配慮した公開方法を検討するとともに、避難に関する計画(避難経路、避難場所、避難誘導の手順)を策定し、必要事項を参観者等に明示する。
- (2) 美術工芸品等の文化財を公開する場合は、火災が発生した際の搬出計画の作成、禁煙・喫煙場所の設定、消火器の設置など、平常時から火災予防上必要な措置を講じる。
- (3) 案内人や監視人を置き、常時、巡回を行う。
- (4) 監視上、死角、盲点をつくらないように遮蔽物等は取り除く。
- (5) 部外者が美術工芸品等に安易に触れることのないよう、柵やケースの設置を検討する。
- (6) 観覧(拝観)順路を決め、立入禁止区域内に立ち入らないよう、動線の確認、見直しを行う。
- (7) 参観者等の人数に対応できる監視人、警備員を配置する。
- (8) 開館、閉館時は事故が発生しやすいので、特に警備、監視を強化する。
- (9) 普段、美術工芸品等の公開はしていないが、特別拝観等で参観者等がある場合は、できるだけ参観者等の氏名・人数等を記帳してもらう。
- (10) 緊急時の連絡体制を整備し、関係者に周知を図る。

《最新の防犯システム事例(建仁寺)》

市販の監視カメラと防犯監視ソフトを組み合わせた防犯システム

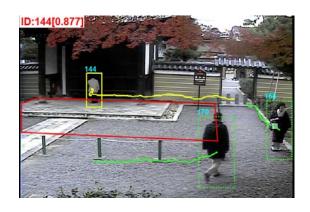
仕組み

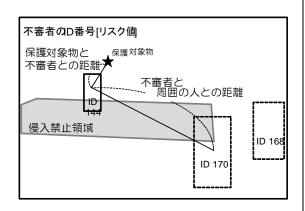
〈準備〉仏像などの保護対象物の周辺が映るようにカメラを設置 実態に合わせてシステム画面上で「侵入禁止エリア」を設定

- ① カメラに映る範囲にいる人物を全て検出し、人物ごとに識別番号を付けて追跡
- ② 「侵入禁止エリア」に入った人物を『不審者』としてマーク
- ③ 『不審者』の動きを追跡し、リスク値※を算出
- ④ リスク値が一定値を越えた場合、事前に登録されている関係者にメールで自動配信(映像付き)

(オプションで音声を出すことも可能)

※リスク値:「周りに人がいなければ犯行に及ぶ可能性が高まる」という窃盗・放火犯の心理的・行動的な特徴をもとに、保護対象物と『不審者』の距離、『不審者』と不審者以外の人との距離、『不審者』の不審度などを考慮して算出





特<u>長</u>

- ▶ 既存のカメラネットワークにシステムを追加してそのまま活用できるため、 機器の入れ替えが必要ない。
- ▶ 不審者検知・追跡がパソコンで自動検出・追跡するため、カメラモニターを 人が常時監視する必要がない。
- → 既存・最小の設備・人員で効率のよい防犯が可能

第3節 訓練等の実施

1 訓練等の実施

文化財所有者等は、国、京都府、市町村、所轄消防署・警察署等の指導・助 言を受けて防火訓練等を実施するよう努めてください。

その際、防災設備や防犯設備等の点検や操作手順の確認も実施してください。

《 訓練実施に当たっての留意事項 (消防庁資料より) 》

- ▶ 消防機関への通報、初期消火、重要物件の搬出、避難誘導などの総合的な 訓練を行うこと
- ▶ 見学者の多い木造建造物等にあっては、火の回りが早いことを考慮して避難誘導訓練を行うこと。
- ▶ 消火訓練後は、使用した防火水槽への水の補給、消火器の消火薬剤の詰め替え等を忘れずに行うとともに、検討会を開催して、一層の改善に努めること。



平成23年度文化財防火デーの 避難訓練の様子(京都市二条城)



2 地域住民等の参加

文化財所有者等は、訓練等を行う際、可能な限り関係機関や自主防災組織、 文化財市民レスキュー等の地域住民も参加する訓練となるよう配慮してくだ さい。



文化財市民レスキュー

第2章 被害への対応

第1節 発生時の対応

文化財所有者等は、人命の安全確保を最優先に、二次災害の防止に十分留意しつつ、以下の措置を講じてください。

1 参観者等の安全確保

- (1) 火災が発生した場合、参観者等を安全な場所に誘導し安全の確保を図る。 避難経路、避難場所、避難誘導の手順(誘導員の配置等) は予め定めておく。
- (2)被災者がある場合は、応急手当や消防への通報等その救助を優先して行う。





2 応急措置

火災の場合 119番へ通報

- (1) <u>火災が発生した場合は、直ちに消防へ通報</u>するとともに、自身の安全を 確保した上で初期消火活動・延焼防止に努める。
- (2) 必要に応じ、美術工芸品等は安全な場所に移動させる。
- (3) 必要に応じ、自主防災組織、文化財市民レスキュー等の地域住民にも協力を要請する。

<u> 盗難等犯罪の場合 110番へ通報</u>

- (1) 盗難・放火等の犯罪が発生した場合は、速やかに警察に連絡する。
- (2) 出入口や窓等の損壊、錠の破壊等により、さらに盗難の恐れが生じている時は、施設等への立ち入りを制限するとともに、監視を強化する。

3 二次災害の防止

- (1) 火災の場合、建造物又は美術工芸品等の保管・展示施設には、安全が確認されるまで立ち入らない。
- (2) 安全が確認された後、自身の安全を確保した上で、建物内の漏電やガス漏れの点検を行い、建物内への電気やガスの供給を停止する。
- (3)他の文化財の保全に当たっては、捜査に当たる警察の指示を受けるとともに、京都府・市町村の指導・助言を受けて、専門家や関係団体等の意見・協力を求める。

第2節 発生後の対応

文化財所有者等は、参観者等の安全確保措置及び応急措置を講じた後、自身の安全を確保した上で、以下のとおり発生後の対応を行ってください。

1 被害状況の把握

- (1) 台帳を元に被害状況を確認し、資料 2-1 及び 2-2 の様式を参考に被害状況 を記録する。
- (2) き損があった場合は、き損箇所の写真を撮影するなど、可能な限り的確か つ詳細な記録を作成する。

2 被害を受けた文化財の保全

(1) 建造物の損壊箇所はブルーシートで覆う等の保全措置を講じる。破損・焼損した部材についても散逸しないよう保全措置を講じる。



ブルーシートによる保全の例

- (2)盗難の恐れが生じた美術工芸品等については、施錠可能な安全な場所へ移動させる。
- (3) 美術工芸品等で点数の多いものは、全体をまとめて保全し、失われるものがないよう努める。
- (4)被害を受けた文化財の保全に当たっては、京都府・市町村の指導・助言を 受けて、専門家や関係団体等の意見・協力を求める。
- (5) 必要に応じ自主防災組織等の地域住民にも協力を要請する。 その際は、周辺地域の被害の状況を考慮する。